○環境省令第二十一号

住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十四年七月六日

環境大臣　細野　豪志

住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（温泉法施行規則の一部改正）

第一条　温泉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号中「又は外国人登録証明書の写し」を削る。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第五項第十号中「の記載のあるものに限るものとし、外国人にあつては外国人登録証明書の写しとする」を「（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のあるものに限る」に改める。

（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成十三年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の表相続の項中「（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し。次号において同じ。）」を削る。

（環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「外国人登録証明書」を「住民票」に改める。

附　則

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。